

# 浸食か発現か ——ロシア憲法の二重構造——

樹 神 成

## 《目 次》

### はじめに

一 93年憲法の定める憲法改正手続

二 モルシャコーヴァの二重構造論とルキヤーノヴァおよびクラスノフの批判

おわりに 条文、解釈と現実、または条文の継受と法学の継受

## はじめに

プーチン提案の憲法改正（以下、2020年改正）<sup>(1)</sup>への対案を提示した啓発冊子『憲法の脱構築』<sup>(2)</sup>の編者で政治評論家のキリル・ロゴフは、1993年ロシア連邦憲法（以下、93年憲法）の二つの見方を紹介している<sup>(3)</sup>。ある見方によれば、93年憲法は、「社会を専制の最終的勝利から守る最後の砦」である。しかし、別の見方によれば、「プーチンの憲法改正は、基本法の条文」を、93年憲法の「もとですでに、そして多く点では憲法のゆえに、十数年にわたり形成」されてきた「現実に合わせてだけ」のものである。前者を、「専制からの最後の砦として93年憲法」論、後者を、「憲法現実の発現の要因としての93年憲法」論とでも名づけることができる。

『憲法の脱構築』の執筆者は高等経済学院法学部の教員で、タマーラ・モルシャコーヴァ、エリーナ・ルキヤーノヴァおよびミハイル・クラスノフ<sup>(4)</sup>らが短い論文を寄せてい

る。冊子の性格から掲載論文は学術論文ではない。しかし、そのためにかえって、93年憲法および2020年改正へのかれらの評価の要点が明確に表われている。

93年憲法についても、2020年改正についても、かれらのあいだに一致はない。そもそも、モルシャコーヴァも指摘するように、「対案の提示はプーチンの設定した土俵に引き込まれることに過ぎない」という指摘もあった<sup>(5)</sup>。2020年改正は、プーチンの個人権力の維持または強化の試みなのだから、その点の暴露こそが重要で、対案提示は必要ない、むしろ有害であるとの考え方にも理由はある。

では、なぜ、『憲法の脱構築』で対案提示が行われたか。そして、対案提示では共通しながら、93年憲法の評価および2020年改正の評価が、かれらのあいだで異なるのはなぜだろうか。

## 一 93年憲法の定める憲法改正手続

『憲法の脱構築』の検討の前に、93年憲法の改正手続に触れておこう。なぜなら、この点が、議論の前提だからである。

93年憲法は、前文と次の9章で成り立つ。第1章（憲法秩序の原則）、第2章（人および市民の権利および自由）、第3章（連邦制度）、第4章（ロシア連邦大統領）、第5章（連邦議会）、第6章（ロシア連邦政府）、第7章（裁判権および検察）、第8章（地方自治）、第9章（憲法改正および新憲法制定<sup>(6)</sup>）。

第1章、第2章および第9章の見直しは第135条が、第3章から第8章の改正は第136条が、これを規定している。これらとは別に、第65条の改正を対象としているのが第137条である。

93年憲法は、ソ連の憲法から、連邦構成主体を憲法に記すことを引き継いでいて、第65条1項に、連邦構成主体と地位と名称を列挙している。この結果、連邦構成主体の新設（新規または廃置分合）または改称があると、第65条1項の改正が必要となる。連邦構成主体の新設または改称は多く、このため、93年憲法の改正は多いように見える。しかし、これを除けば、2008年と2014年の改正に止まる（後述）。

### 第137条に基づく憲法改正

連邦構成主体の改称だけの場合（第137条2項）はここでは省略する<sup>(7)</sup>。新連邦構成主体の新設（新規または廃置分合）の結果としての憲法改正（第137条1項）は、93年憲法の特徴の一つであり、以下に紹介しておく。

第65条2項は、「ロシア連邦への加入およ

び新連邦構成主体の設置は、連邦的憲法法律の定める手続で行う」と規定している。この連邦的憲法法律は、2001年に制定された。「ロシア連邦の新連邦構成主体のロシア連邦への加盟およびロシア連邦におけるロシア連邦の新連邦構成主体の設置の手続」についての連邦的憲法法律<sup>(8)</sup>（以下、2001年設置手続法）である。

2001年設置手続法によると、新連邦構成主体の加盟の場合（第9条4項）は、新連邦構成主体のロシア連邦への加盟と設置（新規）を認める連邦的憲法法律が、連邦構成主体の設置の場合（第13条2項）は、連邦構成主体の設置（廃置分合）を認める連邦的憲法法律が、連邦構成主体の地位と名称を決める。言い換えれば、これらの連邦構成主体の設置についての法律が連邦構成主体の地位と名称を決定し、この決定が、第65条1項の改正の効力をもつ。

第65条2項に基づく2001年設置手続法の内容は、もちろん、第137条1項と同旨である。第137条1項は、「ロシア連邦憲法第65条の規定の改正は、「ロシア連邦の新連邦構成主体のロシア連邦への加盟およびロシア連邦におけるロシア連邦の新連邦構成主体の設置」についての連邦的憲法法律、「ロシア連邦構成主体の憲法上の地位の変更」についての連邦的憲法法律で行う」と規定する。

2001年法の制定は、憲法に指示がある連邦的憲法法律の制定としては時期が遅い。制定は、プーチンの連邦改革の一環で、2001年設置手続法が制定されると、連邦構成主体の廃置分合が進んだ。廃置分合の例は、以下のとおりである。クラスノヤルスク辺区（クラスノヤルスク辺区、タイムル自治管区およ

ビエベンキ自治管区の統合、辺区名は変わらず<sup>(9)</sup>、ペルミ辺区（ペルミ州とコミ・ペルミ自治管区の統合）<sup>(10)</sup>、カムチャッカ辺区（カムチャッカ州とコリヤーク自治管区の統合）<sup>(11)</sup>、ザイバイカル辺区（チタ州とアガ・ブリヤート自治管区の統合）<sup>(12)</sup>、イルクーツク州（イルクーツク州とウスチオルダ・ブリヤート自治管区の統合、州名は変わらず）<sup>(13)</sup>。これらは小規模自治管区を整理したものである。

加盟の例は、クリム共和国およびセヴァストポリのロシア連邦への編入である。これはロシア連邦の国内法から見れば、「クリム共和国のロシア連邦への加盟ならびにロシア連邦を構成する新連邦構成主体—クリム共和国および連邦的意義市セヴァストポリの設置」についての連邦的憲法法律<sup>(14)</sup>に則って行われたものである。

各連邦構成主体の設置についての法律は、第2条で、新連邦構成主体の地位と名称を決定している。

#### 第135条および第136条に基づく憲法改正

これらを除けば、プーチンが憲法改正を2020年1月に提案するまでは、「ロシア連邦大統領および国家会議の任期の変更」<sup>(15)</sup>、「連邦政府との関係での国家会議の監督権限」<sup>(16)</sup>、「ロシア連邦の最高裁判所および検察」<sup>(17)</sup>、「ロシア連邦連邦議会連邦会議」<sup>(18)</sup>の4点についての憲法改正が、第136条の手続きにしたがって、2008年と2014年に行われたに過ぎない。もちろん、それぞれ重要である。

ただ、憲法改正の時期から判断すると、2008年と2014年の憲法改正は、プーチン政治の帰結であって手段ではなかった。プーチン

ンが2000年に連邦大統領になったとき、すでに、「ロシア連邦憲法の改正の採択および発効の手續」についての連邦法律<sup>(19)</sup>は採択されていた(1998年3月4日)<sup>(20)</sup>。プーチンは、連邦改革や行政改革、司法改革、地方自治改革を進めたから、任期の早い時期に、第136条による憲法改正の提案があってもおかしくなかった。しかし、プーチンは、かれの行う改革を93年憲法の枠内と位置づけて一連の改革を進めた<sup>(21)</sup>。

それは、別として、第136条は次のような手續を規定する。憲法改正法の採択は、連邦的憲法法律の採択に準じ、連邦会議の構成員定数の4分の3以上、国家会議の議員定数の3分の2の条件付き多数で採択される（第108条）。加えて、発効のために、3分の2以上のロシア連邦構成主体の承認が必要である。

「ロシア連邦憲法の改正の採択および発効の手續」についての連邦法律はあまり注目されることがない。ただ、以下の点は注目しておいてよい。この法律は「ロシア連邦憲法の第3章から第8章の改正（複数）」は、「ロシア連邦憲法の改正についてロシア連邦法律の形式でこれを採択する」（第2条1項）と規定し、「ロシア連邦憲法の改正（単数）の提案」は、「新しい条の本文」、「条の新しい本文」または「条の削除の規定」（第3条2項）からなると規定する。ここでの最初の改正は複数で、次の改正は単数である。そして、条はすべて単数である。もちろん、ある条の改正は、関連する条の改正を伴うから、改正の対象の条文は複数となる（第3条3項）。

つまり、この法律は、ある単独の条の改正（およびそれに関連する複数の条の改正）を対象として憲法改正法を作成すべきことを前

提としていると理解できる。そして、そうした憲法改正法の集合として改正を捉えている。2008年と2014年の改正はこの方式、つまり、個別方式による。しかし、2020年のプーチン提案の憲法改正は、言わば、一括方式で行われている。

注6で指摘したように第9章の章名は、憲法の改正と見直しを区別している。第136条は、第3章から第8章を対象とする改正について規定し、第135条は、第1章、第2章および第9章を対象とする見直しを規定している。

この見直しとは、第135条によれば、次のことを意味する。第1章、第2章および第9章の見直しの提案を、連邦会議の構成員および国家会の議員の定数の5分の3が支持した場合に、連邦的憲法法律にしたがって憲法集会を招集し、憲法を変更しないか新憲法の草案を作成するかを決める。新憲法の草案は、憲法集会の定数の3分の2でこれを採択するかまたは国民投票に提出する。

この手続で新憲法を制定するために、第135条は、憲法集会についての連邦的憲法法律を採択する必要を明記している。しかし、そのような法律をプーチンは提案していない。プーチンは、2020年1月の教書演説で憲法改正を提案したときにも、93年憲法の基本原則は変える必要はないと主張している<sup>(22)</sup>。「1993年憲法の潜在力は決して尽きていない。憲法秩序ならびに人の権利および自由の基盤は、願わくは、これから先の何十年も、ロシア社会の堅固な価値基礎であり続けてほしい」。この発言は、第135条の規定する手続の難度の高さだけを理由とする発言ではない。プーチンの93年憲法評価を反映している。

憲法集会についての連邦的憲法法律につい

ては、統一ロシアの一部議員（2015年）<sup>(23)</sup>が提案し、ロシア共産党（2020年）<sup>(24)</sup>も提案している。

以上のように、93年憲法は、第1章、第2章および第9章と第3章から第8章の条文の変更について難易に大きな差を設け、変更の性格も異なるものと捉えている。そして、改正手続の視点からだけでなく、内容の視点から、第1章、第2章および第9章と第3章から第8章との関係をどう見るかが問題となった。

## 二 モルシャコーヴァの二重構造論とルキヤーノヴァおよびクラスノフの批判

『憲法の脱構築』は、2020年改正に対する対案提示のための啓発冊子である。内容は次のとおりである。キリル・ロゴフ「編集者から：憲法の脱構築」、タマラ・モルシェコーヴァ「条文と現実：憲法過程の弁証法と憲法改正」、エレナ・ルキヤーノヴァ「憲法アイデンティティと統治形態」、ミハイル・クラスノフ「三角形の修正：権力体系の不均衡：憲法の主要な難点」、イリーナ・アレバストロヴァ「衡立か標的か？憲法上の不均衡の除去への接近の可能性」、タマラ・モルシェコーヴァ「憲法、国際法および人権：対立ではなく共生を」、オリガ・クリャシュコーヴァ「憲法裁判所をいかに改正すべきか」、エカチェリーナ・ミーシナ「退化の公式：掌中裁判所または転化理論への復帰」。ここでは、ロゴフ、モルシェコーヴァ、ルキヤーノヴァおよびクラスノフの論文を取り上げる。ロゴフの論文は、編者の論文として、各論者の主張に配慮しており、93年憲法と2020年改正

の評価としても興味深い。モルシェコーヴァ、ルキヤーノヴァおよびクラスノフの主張は、93年憲法と2020年改正の評価の典型をそれぞれ示している。

#### ロゴフ：「浸食機構」と93年憲法の比較類型論

編者のロゴフの論文は冊子全体の内容を整理したものである。しかし、各論者の主張の単なる繰り返しではない。対案提示に向けた主要論点を、ロゴフの視点も加えて要約している。

ロゴフによれば、「変更不可の第1章および第2章は完全に一貫した正確な原則的文明的選択」を示すが、第3章から第8章、つまり「国家制度および変更不可部に置かれた諸原則の実現機構を記す」部分で「問題は複雑になる」<sup>(25)</sup>。なぜなら、権力機関の作用の「原則的制度的枠」をこれらの章の条文は規定し、そこには「憲法規範の可能な解釈の幅」も生じるからである。この幅は、連邦議会が採択する連邦法律または連邦の憲法法律からも、連邦憲法裁判所の判決からも生じる。そして、このような「可能な解釈の幅」があるために、「憲法条文は改正がなくても、可動なものになっている」<sup>(26)</sup>。

つまり、ロゴフは、憲法と憲法現実の関係を決めているのは、可変部分の条文と解釈であると考えている。そのような視点からすれば、重要なのは、連邦的憲法法律および連邦法律の憲法適合性審査を行う連邦憲法裁判所の判決である。ロゴフは、国家会議が拒否した首相候補者と同一の候補者を連邦大統領が連続して国家会議に提案できるかどうかをめぐる判決（1998年12月11日、第114条4項）

を取り上げている。これは適切である。なぜなら、連邦憲法裁判所は、同一の候補者を提案することは連邦大統領の当然の特権だと判示したからである<sup>(27)</sup>。

しかし、問題を、裁判官の憲法解釈だけに還元することはできない。問題を、連邦憲法裁判所裁判官の解釈論（解釈方法論、条文の解釈）、連邦憲法裁判所の裁判官の独立、そして93年憲法の条文（条文の内容と無縁に解釈が存在するわけではない）の三つの水準で考えることが必要である。

ロゴフは、この最後の問題を、かれの論文の「浸食機構：半大統領制または超大統領制」で、やや婉曲に問題提起している。「しかしながら、開かれたままになっているのは次の問題である。権力分立の相互関係の憲法による解釈が、だんだんと競争縮小を引き起こし、そのもとで憲法を再解釈することになり、「結局のところ、憲法の変更不可部分の共和制イデオロギーを歪曲したのか、あるいは、憲法条文の範囲外の原因による競争縮小が憲法規範の現実における虚構化を導いたのか？」<sup>(28)</sup>。かれは、「権力分立の相互関係の憲法による解釈」と「憲法条文の範囲外の原因」のどちらが、（政治における）競争縮小と憲法規範の虚構性を導いたかを問うている。

「憲法条文の範囲外の原因」、つまり、「統一ロシア」の結党と国家会議における多数派化が競争縮小の原因であるとしても、ここで、ロゴフは、それに尽きるのかを問題にしている。かれが、「憲法による解釈」という奇妙な文言で表現しているのは、「憲法の可変部分での権力分立の相互関係」のことである。つまり、可変部分の憲法の条文自体に、変更不可部分の「浸食機構」が埋め込まれている

のではないか。かれは、それを、93年憲法が、半大統領制ではなく超大統領制であることとして論じる。超大統領制と判断する事例として、1998年のプリマコフ解任を挙げている。これは、クラスノフが2012年に憲法改正を提起したこととも関連する（後述）。

このように93年憲法を超大統領制の憲法と捉えれば、2020年改正は、「法的に確認される超大統領制の方向での脱社会主義憲法の進化ベクトルを発展」させるものであり<sup>(29)</sup>、そして、「この十数年で形成されてきた勢力の現実の均衡をあたかも確認」したものである<sup>(30)</sup>。しかし、それは、新しい「枠」と「解釈」をもたらす。そのような意味で、「改正と「新レジーム」」との関係が問題となっていく。

以上のような認識を前提に、2020年改正に対する対案が提示されて行くことになる。93年憲法の変更不可部分と可変部分の区別は、第135条による93年憲法の見直し、つまり新憲法制定ではなく、「第1章および第2章の基本原則の実現のためのよりふさわしい条件の創出」<sup>(31)</sup>のための改正の必要性の主張の前提となる。2020年改正への対案の作成の論理もここにある。ロゴフは、重要なものとして次のことを指摘している。すなわち、第80条3項からの「国の内外政策の基本方向の決定」の排除、国会会議の首相候補者提案権、連邦会議の選挙制、裁判官自治による裁判所所長および副所長の選挙制と裁判手続での裁判官の罷免。なお、巻末に、より具体の提案が掲載されている<sup>(32)</sup>。

## モルシェコーヴァ：「実利的法学的接近」と93年憲法の二重構造

ロゴフが、93年憲法を変更不可部分と可変部分に分けて、つまり、二重構造として見るのはモルシェコーヴァの影響であると考えることができる。そこで、次に、モルシェコーヴァの論文を検討する<sup>(33)</sup>。

モルシャコーヴァの論文「条文と現実：憲法過程と憲法改正の弁証法」は、ロゴフが着目する93年憲法の可変部分にある「浸食機構」に関心を払っていない。彼女にとって、まず、「憲法にもとづく活動において現れる欠陥は、実際には、活動の欠陥である」。つまり、条文の問題ではない。彼女は次のように述べる。すなわち、「長い間、流行なのは、わが国の基本法を批判することで、それが、基本法の潜在力を利用して、憲法原則の（条文ではなく実際の）逸脱を取り除くことの代わりだった。逸脱を、三権は、自らに許してきたし、許している。しかし、どんなに憲法への批判を耳にしようとも、憲法改正は、基本的な十分に正当な社会課題ではない」<sup>(34)</sup>。

彼女の言う憲法改正は、むしろ、新憲法制定の意味に解したほうが彼女の本意に合う。重要なことは、彼女にとって、憲法改正か新憲法制定のどちらであって、93年憲法を批判し、93年憲法に代わる憲法をめざす行為は受け入れがたいことである。彼女は、93年憲法批判ではなく、発想を転換し、憲法の基本原則（変更不可部分）の評価を前提に、この基本原則の実現の妨害の除去を志向すべきと主張する。したがって、憲法の基本原則の実現の妨害の除去の一手段としての憲法改正の提案はありえ、基本原則の実現の妨害となる憲法改正には対案を提示することにな

る。しかし、対案の提示は一手段に過ぎない。彼女が重視するのは、変更不可の憲法の基本原則（第1章および第2章）を根拠に、可変部分（第3章から第8章）の条文を解釈することで、いかに基本原則を実現するかにある。

彼女にとって欠陥または欠点の分析は、93年憲法批判のためのものではなく、それを除去し、93年憲法の基本原則の実現をめざすためのものである。「次のことを指摘する研究者はまったく正しい。すなわち、われわれの生活において、憲法秩序の原則として憲法が宣言し憲法の目的の実現のために必要な戦略的前提が客観的に創出されていない。戦略的前提とは、つまり、イデオロギーと政治の多元性、複数政党制、自由な選挙、社会生活のさまざまな領域での競争的環境、経済的積極性の自由および裁判の独立、すなわち、憲法が指示する枠組みと法発展の器具一式である。したがって、憲法改革の出発点は、この器具一式が実際に効果をもつのを妨げているものを明らかにすることである」。そして、「憲法秩序の原則の擁護に向けた改革の努力は、この原則に一致しない解釈と規制を除去することにより支えられている。そのような解釈と規制は、権力機関の体系の作用に関係し、憲法規定の可変部分の内にある」。言い換えれば、モルシェコーヴァが目指すのは、「現行の憲法の理念の実現における欠点を分析」することである<sup>(35)</sup>。

モルシェコーヴァにとって、基本原則の実現のための戦略的前提がロシア連邦に欠けていることは何の問題でもない。「ロシアの実務は、例え、良き伝統が規範として確認されていたとしても、それに期待することを許さない。しかし、よい憲法規範は必要である。

それが、何をめざす必要があるかを定めるからである」。

そして、2020年改正の性格がどのようなものかも彼女にとっては、それ自体を論ずることは意味を持たない。なぜなら、大切なことは、「変更不可部分に忠実であることが公に宣言されているなら、必要なことは、どのような条件で、この変更不可部分が維持されるか、何がそれを侵害するかを明らかにする」ような「実利的法学的接近」である。「最初の2章の後で確認されているすべてのものは、最初の第2章の規定にふさわしく解釈され、適用されなければならない」。それを行う点にこそが、法学と憲法裁判の特権であると彼女は言う<sup>(36)</sup>。

彼女の議論は、93年憲法を、変更不可の護るべき基本原則と可変ではあるが基本原則にもとづいて解釈運用されるべき実現部分との二重構造として描き、そうであるがゆえに憲法改正は、基本原則をよりよく実現するためのものでなければならないとした点に意味がある。その意味で、モルシェコーヴァの主張を93年憲法の二重構造論と言うことができる。二重構造論の意味は、基本原則にこそ、93年憲法の価値と本質があることを明確にした点にある。そして、ロシア連邦の憲法学の課題は、93年憲法批判ではなく、93年憲法完全実施のための解釈を行い、それにもとづいて実現部分の条文を適用していくことにある。

問題は、モルシェコーヴァが、具体例に則して連邦ロシア憲法裁判所の判決批判を行わず、解釈方法論も提示していないことである。

少なくとも2020年改正までは、プーチンは憲法改正を選択せず、93年憲法の枠内で

あることを前提にプーチン政治を推進した。連邦憲法裁判所が、プーチン政治の正統化の役割を果たしてきた。したがって、その点についての評価を欠いた解釈強調論は説得力がない。

さらに言えば、第1章および第2章の条文の解釈それ自体も問題となりうる。例えば、権力分立についての第10条および第11条、地方自治についての第12条、さらに人権制限の第55条は、それをどのように解釈するかが極めて重要である。この点では、これまでにない試みが出されており、それらに着目しつつ検討を進める必要がある。例えば、ロシア連邦の憲法学説と連邦憲法裁判所の判決決定の包括的分析に基づく93年憲法の評釈<sup>(37)</sup>、第1章および第2章もふくめて93年憲法の条文に適合したものとして連邦憲法裁判所判決を描く試み<sup>(38)</sup>がある。

#### ルキヤノヴァ：2020年改正による「憲法アイデンティティ」の破壊

モルシェコーヴァの二重構造論が「実利的法学的接近」からのものだとすれば、ルキヤノヴァの立場は「憲法アイデンティティ」論からの二重構造論である。

ルキヤノヴァによれば、93年憲法の第1章および第2章は、「単なる一揃いの文言と用語」ではない。それは、「ある国の発展の一定の段階での集約された価値志向であり、自己識別基準 (идентификационный маркер, identification mark)」であり、「現代の国際憲法において、憲法アイデンティティと呼ばれている」ものである。93年憲法（つまり、第1章および第2章）によれば、この憲法アイデンティティは「世界共同体の一員

であること、民主主義、連邦制、共和政、法治国家および最高価値としての人権」である<sup>(39)</sup>。

そして、2020年改正の性格は、この憲法アイデンティティの実現を不可能にするものである。彼女によれば、2002年改正は、「憲法アイデンティティを変更する。それは、すでに四半世紀のあいだに、法律と下位法令により脅威にさらされていた。改正は、憲法に込められた価値と志向の実現が不可能な機構を創出する」。そして、プーチンが、「基本法の潜在力が尽きていない」と述べたのも、「ロシアの政治レジームの偽造性の証拠」<sup>(40)</sup>に過ぎない。そして、彼女は、2020年改正が、どのように「憲法アイデンティティ」の実現を不可能とするかを検証する<sup>(41)</sup>。

以上のようなルキヤノヴァの「93年憲法の憲法アイデンティティの実行不可能化」論は、彼女の2020年改正の評価である「憲法転覆」(конституционный переворот, constitutional coup d'eta)<sup>(42)</sup>を、憲法アイデンティティの視点から言い直したものである。

彼女は、次のように言う。「この改正は、この20年間に生じた脱民主化の「達成」の憲法化であると主張する人は正しい。我々は、これを憲法退行と呼ぶ」。これは具体的にはクラスノフの2020年憲法理解を指している(後述)。しかし、彼女は、憲法現実が存在していたことと、それが憲法化されることは大きなちがいがあると考えている。

明文改憲の重大性は言うまでもないが、権力配置や社会変動を伴わない憲法条文の変化を「憲法転覆」と呼べるかどうか、「憲法転覆」前後の憲法現実の性格に、「憲法転覆」と呼ぶだけの相違があるか検証の必要がある。



ルキヤーノヴァの議論では、憲法現実がどこから生じたか明確でない。ロゴフが提起する（政治における）競争縮小の原因が、憲法の条文のなかにあるのか、それとも憲法条文の外にあるのか、この点について、ルキヤーノヴァの議論では明確ではない。彼女は、ロシア連邦の統治形態を、混合政体（ロゴフの言う半大統領制に相当）ではなく、「王位継承制度付き選挙制二元君主制」<sup>(43)</sup>と規定する。その理由は、連邦大統領の権限が大きいということである。しかし、君主制は、君主の権限が大きいかどうかの問題ではない。

ただ、彼女が憲法アイデンティティに着目して論ずるのは、念頭に、連邦憲法裁判所のゾーリキンの主張があるように思われる。ゾーリキン論は、現代ロシア憲法理解の重要課題である。

#### クラスノフ：2012年の憲法改正提案

クラスノフは、イーゴリ・クリャムキンおよびリリア・シェフツォヴァと憲法改正の問題提起をした経験がある<sup>(44)</sup>。

「私たちの見解によれば、半大統領制以上に、ロシアのためにふさわしいものを、私たちは思いつかないということに立脚する必要がある。フランス、ポルトガル、フィンランド、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニアその他の国の経験が示すように、この形態は、まったく生命力がある。この形態が承認されたときに、そのすべての国で、住民が政治文化と憲法意識の高い水準をもっていたわけではない。では、なぜ、どの一つの国も個人レジーム（персоналистский режим）（専制）ではなく、わたしたちだけのところで、このレジームが

存在するのだろうか」。その理由は、「これらの国では、普通選挙で選ばれる大統領の権限が議会の権限と均衡しているからである。これこそが、わたしたちが達成すべきもので、然るべく、ロシア憲法を改正しよう」。

つまり、かれらの主張によれば、ロシア憲法が定めているのは「大統領の権限が議会の権限と均衡」していない「半大統領制」<sup>(45)</sup>であり、この点を改正する必要がある。

大統領は、「憲法秩序のまたは政治生活の誠実な規則の維持者」であり、大統領は、「党派のための競技者」であってはならない。すなわち、「内外の基本政策の決定」と「国家権力機関の一致した作用と協力の確保」といった機能を大統領のところから奪う必要がある。後者は、霧がかかったようにあいまいで、水に滲んだかのようにはっきりせず、実際に、どんな国家機関にたいしても、その活動に干渉する理由となる。そして、政府の形成は国会議が行うべきであり、政府不信任は必ず政府総辞職となるべきであり、大統領に自分の望みで政府を総辞職させてはならない。

この主張が、『新新聞』に掲載されたのは、2012年1月12日で、ロシア連邦で、国会議の選挙不正へ抗議運動が始まった時期である。これに対して、かれらは、「公正な選挙」の要求だけでなく、憲法改正を提起しないと問題は解決しないと訴えている。「公正な選挙」で国会議を選んだとしても、大統領が「党派のための競技者」として、内外政策の基本方針を決め、国家機関の活動に干渉し、気に入らない政府をいつでも総辞職させることが出来るなら、そこに、民主主義は存在しない。言い換えれば、超大統領制または議会

と不均衡な大統領制と呼んできたものを大統領中心主義と表現すると、(政治における)競争縮小は、93年憲法が定める大統領中心主義の発現である。そのような制度を定めている93年憲法(とくに第80条、第83条3項、第110条、第117条)は改正しなければならない<sup>(46)</sup>。

この主張は、広がらなかった。93年憲法の定める超大統領制または不均衡な大統領制という憲法上の制度が問題ではなく、選挙不正という行為が問題と一般には捉えられていた。つまり、ロゴフがいう、「憲法条文の範囲外の原因」が主要なものと捉えられてきた。しかし、クラスノフにとっては、憲法条文こそが問題だった。クラスノフにとっての2020年改正への対案の意味は、このような93年憲法の見方が認められたことにある。

しかし、93年憲法の変更部分の立脚した解釈により、可変部分の問題を抑制することを展望するモルシャコーヴァ(解釈による変更不可部分の完全実施)の展望は、大統領中心主義憲法である93年憲法の明文改正を主張するクラスノフには受け入れられるものではない。かれは、大統領中心主義にもとでの(政治における)競争縮小または競争抑制において、そのような解釈の可能性が生じるはずがないとモルシャコーヴァを批判している。そして、そのことを、連邦憲法裁判所の判決を例に論じる<sup>(47)</sup>。

93年憲法をそもそも大統領中心主義憲法の要素をもつと考えるクラスノフにとって、2020年改正は「憲法転覆」でも憲法アイデンティティの破壊でもなく、それは「憲法の本質と矛盾して形成されてきた実践を合法化」するものである。つまり、「憲法現実の

憲法化」である。

ただ、そうであるにしても、なぜ、憲法化が企てられたのかは問題として残る。第4章から第8章の改正を、「憲法現実の憲法化」として捉えることができるとしても、第3章の改正のなかには、それだけでは説明しにくいものがある。例えば、社会国家原則の強調である。それは、多分に、国民からの憲法改正への支持調達のためのものであり、憲法に年金額改定に規定すべきかどうかは別として、それは、憲法現実の反映ではなく、憲法現実欠けているものへの要望という面もある。

## おわりに 条文、解釈と現実、または条文の継受と法学の継受

モルシェコーヴァ、ルキヤーノヴァとクラスノフの主張の見取り図を描けば次のようになる。モルシェコーヴァは、93年憲法の二重構造の認識を前提に、「実利的法学的接近」の立場から2020年改正への対案の必要を主張している。しかし、彼女の二重構造とそれに基づく解釈論を強調する「実利的法学的接近」の主張にたいしては、イーゴリ・クリャムキンおよびリリア・シェフツォヴァと憲法改正案の必要をすでに2012年に主張していたクラスノフが批判している。その対立は、「93年憲法の基本原則の憲法解釈による完全実施」論対「93年憲法の明文改正必要」論と整理できる。これにたいして、2020年改正を「憲法転覆」(конституционный переворот. Constitutional coup d'État)と見るルキヤーノヴァは、変更不可部分の基本原則が可変部分の2020年改正ですでに破壊され

た見ている。その意味では、モルシェコーヴァの見解と全く異なる。

共通なのは、「93年憲法の基本原則の実現を妨げるもの」とみるか、「93年憲法の本質的欠陥」と見るかは別として、93年憲法が規定する連邦大統領の地位、役割および権限に問題があるという点である。それが、対案形成を可能とした。

そして、対案形成は、93年憲法の憲法条文と憲法現実との相関をあらためて問うものでもある。『憲法の脱構築』の一番の意味はこの点にあるのではないか。つまり、編者のロゴフの言う、問題の原因は、「憲法条文それ自体か、憲法条文の外か」を問題提起したことにある。これをどう考えるかによって、93年憲法の比較憲法類型論のあらたな展開も必要となる<sup>(48)</sup>。

そして、これと関連して、現代ロシアにおける憲法解釈の可能性の論点<sup>(49)</sup>が、モルシェコーヴァとクラスノフの主張の対立を通して浮かび上がっている。たしかに、連邦憲法裁判所判決の批判的分析を欠いた解釈強調は意味がない。しかし、(政治における)競争が存在する、つまり、民主主義のもとでしか解釈論の発展はないと断定することにも疑問が残る。要するに、現代ロシアにおける「憲法条文—憲法解釈—憲法現実」との相関の検討が必要である。この場合の、憲法解釈は、単なる法技術としてのそれではない。あるいは、法解釈が自立した法技術として成立する前提を問うことであると言い換えることもできる。憲法学の意義や憲法裁判所の判決決定の意義、憲法裁判官の信条、憲法裁判所裁判官の独立、憲法裁判所の憲法秩序維持機能と人権擁護機能との相関等、多くの論点がある。

差し当たりは、連邦憲法裁判所論が必要である。別の機会に論じたい。

#### 注

(1) プーチンは、2020年1月15日の教書演説で憲法改正を提案し、3月11日に国会会議および連邦会議は憲法改正法を採択した。連邦構成主体も承認し、プーチンは、3月14日に憲法改正法に署名している。ただし、憲法改正法は全ロシア投票による承認で発効するという特別手続を定めた。この全ロシア投票は、2020年7月1日に実施予定である。

2020年改正の経緯および改正内容については、次を参照。樹神成「権力分立と大統領—憲法改正案(2020年1月20日)は何を変えるか」『社会体制と法』第18号、2020年、同「93年憲法の改正は何を変えるか、変えないか」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』1051号、2020年。この2論文で検討した点について、ここでは省略した。

(2) Под ред. Кирилл Рогов, Деконструкция конституция, М.: Фонд «Либеральная Миссия», 2020. PDF版を利用した。http://liberal.ru/lm-ekspertiza/dekonstrukciya-konstitucii.

(3) Там же. Стр. 6.

(4) モルシャコーヴァは、辞職した連邦憲法裁判所裁判官、ルキヤーノヴァは、ソ連最高会議議長だったルキヤーノフの娘で、ホドルコフスキー裁判の弁護人にして連邦憲法裁判所長官ゾーリキンとの論争者(«#КРЫМНАШ. Спор о праве и о крепках двух юристов и их читателей», М.: Кучково поле, 2015)、クラスノフは、1995年-1998年のエリツィンの法問題顧問で、ロシア憲法学での大統領制研究の第一人者。

(5) Под ред. Кирилл Рогов, указ. соч., Стр. 19.

(6) 第9章の章名のロシア語は、Конституционные поправки и пересмотр конституции (constitutional amendments and reconsideration of the constitution) である。直訳すれば、「憲法改正と憲法見直し」となる。ここでは、Конституционные поправкиは複数で、個々の条文改正の集合を指しており、пересмотр

- конституцииは、пересмотрも конституцияも単数で、憲法全体の見直し、つまり、新憲法制定の制定を指していると解して、「憲法改正および新憲法制定」と訳した。
- (7) この点については、次を参照。竹森正孝「ロシア連邦」（辻村みよ子・初宿正典『新解説世界憲法集』三省堂.）, 361-363頁。
- (8) СЗ № 52, ст. 4916, 2001.
- (9) СЗ № 42, ст. 4212, 2005.
- (10) СЗ № 27, ст. 2706, 2005.
- (11) СЗ № 29, ст. 3119, 2006.
- (12) СЗ № 30, ст. 3745, 2007.
- (13) СЗ № 1, ст. 1, 2007.
- (14) СЗ № 12, ст. 1201, 2014.
- (15) СЗ № 1, ст. 1, 2009.
- (16) СЗ № 1, ст. 2, 2009.
- (17) СЗ № 6, ст. 548, 2014.
- (18) СЗ № 30, ст. 4202, 2014.
- (19) СЗ № 10, ст. 1146, 1998.
- (20) 第136条については、93年憲法が連邦的憲法法律の制定の必要を明示していないため、連邦的憲法法律または連邦法律がなくても、憲法改正は可能と考えられる。
- (21) この点は、樹神成、前掲論文、2020年（『ロシア・ユーラシアの経済と社会』）で、「ロシア版「生きている憲法」」として指摘した。
- (22) <http://kremlin.ru/events/president/news/62582>.
- (23) <https://sozd.duma.gov.ru/bill/874565-6>. 第一読会で却下されている。
- (24) <https://sozd.duma.gov.ru/bill/916140-7>.
- (25) Под ред. Кирилл Рогов, указ. соч., стр. 7.
- (26) Там же. Стр. 8.
- (27) この判決については、次を参照。樹神成、前掲論文、2020年（『社会体制と法』）。
- (28) Там же. Стр. 9.
- (29) Там же. Стр. 11.
- (30) Там же. Стр. 12.
- (31) Там же. Стр. 13.
- (32) Там же. Стр. 50-79. また、ヤブロコの対案も参照。
- (33) この論文は『新新聞』に掲載されている。  
<https://novayagazeta.ru/articles/2020/03/06/84197-tekst-i-realnost>.
- (34) Там же. Стр. 17.
- (35) Там же. Стр. 17-18.
- (36) Там же. Стр. 21.
- (37) Bernd Wieser (Hrsg), Handbuch der russischen Verfassung, Wein: Verlag Österreich, 2014.
- (38) Сергей Белов, Ценности российской конституции в тексте и в практике её толкования, «Сравнительное конституционное обозрение», № 4, 2019. トロイツカヤによる批判が同号に掲載されている（Александра Троицкая, Ценности российской конституции: эффект наблюдателя?）
- (39) Под ред. Кирилл Рогов, указ. соч., стр. 23.
- (40) ルキヤノヴァの「偽造」（имитация, imitation）概念については以下を参照。Илья Шаблинский и Елена Лукьянова, «Авторитаризм и демократия», М.: Изд. Мысль, 2019.
- (41) Под ред. Кирилл Рогов, указ. соч., 2020, стр. 24-25.
- (42) <https://echo.msk.ru/programs/graniweek/2571357-echo/>. <https://www.idelreal.org/a/30394848.html>.
- (43) Под ред. Кирилл Рогов, указ. соч., 2020, стр. 25.
- (44) Игорь Клямкин, Михаил Краснов и Лилия Шевцова, «В конституции не должно быть места для вождя», 10 января 2012.
- (45) こうなった原因を、クラスノフは、憲法協議会後の「段階的憲法改革」の時期、つまり、1993年10月から11月における憲法草案への修正に求める。これは、事実として確認できる。Под ред. Кирилл Рогов, указ. соч., 2020, стр. 30. なお、クラスノフは議会主義（議院内閣制）の条件はロシア連邦にはないと考え、また、アメリカの大統領制の条件もないと考えており、その意味で、半大統領制の支持者である。
- (46) 関連して、次のクラスノフの論文を参照。Краснов М. А. Постсоветские государства: есть ли зависимость политического режима от конституционного дизайна? «Сравнительное

- конституционное обозрение», 2014, № 2, стр. 29–45.
- (47) Под ред. Кирилл Рогов, уакз. соч., 2020, стр. 28–29.
- (48) Петра Штыков, Классическая типология систем правления и недемократический президентализм: опыт евразии, «Сравнительное конституционное обозрение», № 4, 2018. Petra Stykow, “The devil in the details: constitutional regime types in post-Soviet Eurasia”, *Post-Soviet Affairs* (35)2, 2019, pp. 122–139.